

情報システム投資委員会設置要綱

H19.4.2
一部改正

(目的)

第1 本県における情報システムに係るマネジメント及び投資の最適化を図るため、情報システム投資委員会（以下「投資委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 投資委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報システムに係る投資の可否に関すること
- (2) 情報システムに係る評価の総括に関すること
- (3) その他情報システムに係るマネジメントに関する重要な事項に関すること

(構成)

第3 投資委員会は、C I O（最高情報責任者）並びに総務部長、企画政策部長及び行政改革・危機管理監をもって構成する。

2 投資委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長はC I Oを、副委員長は企画政策部長をもって充てる。

(委員長等)

第4 委員長は、所掌事項を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第5 投資委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて関係者に投資委員会への出席を求めることができる。

(事務局)

第6 投資委員会に事務局を置く。

2 事務局は、情報システム課に置く。

(庶務)

第7 投資委員会の庶務は、情報システム課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか投資委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。